

名古屋地方裁判所委員会（第11回）議事概要

1 日時

平成21年1月26日（月）午後1時30分から午後4時20分まで

2 場所

名古屋高等裁判所12階大会議室

3 出席者

（委員） 浅野鉄也，有賀克明，小林勝彦，近藤靖彦，齋藤眞澄，
齋藤立子，杉浦 裕，尋木佐一，鶴田欣也，松永成勝，
横井 豊，相羽洋一，飯倉立也，野田武明，近藤宏子

（説明者） 伊藤 納（刑事部裁判官），小川達夫（刑事首席書記官），
角屋 晃（裁判員調整官），南出良仁（総務課課長補佐）

（事務担当者）若山正隆（事務局長），関 衛（民事首席書記官），
可知 宏（総務課長）

4 協議テーマ

裁判員制度の環境整備について

5 議事

(1) 委員交代，新委員あいさつ

(2) 委員長互選

委員の発議により，野田委員（名古屋地裁所長）を新委員長に選任した。

また，委員長代理に近藤宏子委員を指名した。

(3) 庁舎内案内・説明等

名古屋高裁・地裁合同庁舎1階ホールから同3階裁判員選任室，同6階評議室及び同6階裁判員法廷までの動線を案内し，設備等の説明をした。

(4) 協議テーマに関する意見交換（別紙記載のとおり）

(5) 次回開催日

平成21年7月10日（金）午後1時30分

(別 紙)

協議テーマに関する意見交換

(○：委員，●：委員長，△：説明者)

- 資料としてお配りした裁判員等選任手続期日のお知らせ（以下「期日のお知らせ」という。）等の書面や，本日御覧いただいた設備等につき，御意見，御感想をお聞かせいただきたい。
- 期日のお知らせの用紙の色によって裁判員候補者をそれぞれの選任室へ誘導するという方式は，裁判員候補者にその旨を説明しておかないと分かりにくいのではないか。
- 私も同様の感想を持った。裁判員候補者は，用紙の色によって誘導されるという認識を持っていないと思われるので，1階ホールに掲示する案内板や庁舎案内図等の書面に，用紙の色に従って選任手続室まで誘導される旨を付記しておく必要がある。
- 選任手続が同一日に最大4件行われるとすると，用紙の色が最大4色となり，混乱するのではないか。
- 同一日に4件の選任手続が行われた場合，2色の用紙にそれぞれA，B等の符号を付して区別することを考えている。
- 1階ホールに裁判員候補者を案内する職員を配置した方が，混乱を避けることができる。
- 裁判員候補者は，裁判所を初めて訪れる方がほとんどなので，案内板のみによる誘導は難しいのではないか。
- 混乱を避けるため，案内板に呼出状の色を表示するだけでなく，裁判員候補者に送付した期日のお知らせに記載されている選任室の番号と，案内板に表示する選任室の番号を統一しておく必要がある。
- 案内板には，裁判員候補者に実際に送付した期日のお知らせを，その都度貼付することを考えている。
- 支部の裁判員についても，本庁で選任手続を行うのか。

- 愛知県内で裁判員裁判を行う支部は、岡崎支部であるが、同支部の裁判員については、同支部で選任手続を行う。
- 被告人が関係者であるか否かが裁判員候補者に分かるのは、公判開始後であるのか。
- 裁判員候補者には、選任室でのオリエンテーションの際、被告人に関する説明を行う。関係者である場合には、当日配布する質問票にその旨を記載していただいた上、個別質問の際に事情を伺うことになる。
- 法廷等のIT化は便利であるが、故障等の予定外の事態に備え、記録作成等の予防措置を講じておく必要がある。
- 期日のお知らせに公判予定日が記載されているということは、この書面が発送される時点で、公判期日が決められているということか。
- 公判期日を決めた上で、期日のお知らせに公判期日を記載して発送することとなる。
- 審理が長引き、期日のお知らせに記載された日以外の期日が指定された場合、都合により参加できないときは、どうなるのか。
- △ 期日のお知らせに記載される公判期日は、法曹三者が審理計画を立てて定められるものであり、突発的な事情が発生しない限り、この期間内で審理することとなる。
- スロープを設置する等、障害者に一定の配慮がなされていることは分かったが、視聴覚障害者への配慮は、どのように考えられているか。ガイドヘルパー費用や審理等における情報伝達補助態勢につき、どのように準備されているのか。

また、障害者に対する配慮に関する具体的施策につき、障害者に対し、文書で周知されるのか。
- △ 裁判員候補者として裁判所にお越しになる際にガイドヘルパーが必要な場合は、その費用を国が負担し、通訳が必要な場合は、通訳人を確保する予定である。

また、法廷での審理の際は、視聴覚障害者の方にも分かりやすい審理となるよう、裁判長の訴訟指揮として、訴訟関係者に対し、一定の配慮を求めることとなる。

なお、障害者の方に対しては、一律に文書で周知するのではなく、個別に対応したいと考えている。

- 期日のお知らせに同封して送付する事前質問票に障害の内容等を記載して返送していただいた上、裁判所から個別に接触するなどして、具体的な障害の程度に応じた対応をしたいと考えている。
- 検察官申請の証人が障害者である場合は、検察庁としてもサポートすることとなる。
- 全国的には、障害者の方も参加した模擬裁判が行われているので、その際に把握した不具合を基に、対応方法を検討すべきである。
- 一時保育サービスを申し込んでいた者がキャンセルする場合、キャンセル料が発生することを知らずにトラブルになることがあるので、キャンセル料についても周知を徹底すべきである。

また、老眼鏡を忘れた方のための老眼鏡や、突発的な雨のための貸し傘等を準備しておくとうい。
- 裁判員制度は国民の負担となる制度であるのに、一時保育サービス利用料を国民が負担するというのは、国民の理解を得ることができない。その費用は、国が補助すべきである。
- 裁判員選任室では、候補者の名前は伏せ、番号で呼ぶ予定なのか。
- △ 受付順に付した番号で呼ぶこととなる。候補者には、受付時に、各人の番号を記載した書面をお渡しした上、オリエンテーションにおいて、番号についての説明を行う。
- その番号は、検察官にはどのようにして連絡されるのか。
- △ 検察官には、受付終了後、候補者氏名と番号を記載した一覧表をお渡しし、質問手続室では、各候補者の入室時に、番号を告知して特定

することとなる。

- 検察官は、質問手続室で初めて裁判員候補者に会うことになるのか。
- その点は、裁判官も同じである。
- 裁判官や検察官は、裁判員候補者が裁判員としてふさわしいかどうかについて、事前に調査するわけではないのか。場合によっては、暴力団員が裁判員になることもあるのか。
- △ 欠格事由に該当する前科がある方については、検察庁を通じて調査するので、裁判員になることはないが、暴力団員だということだけでは欠格事由に該当しないので、現行制度上では、裁判員になる可能性がある。
- 裁判員候補者として来庁された方の本人確認については、どのように行うのか。運転免許証等の身分証明書で確認することになるのか。
- △ 基本的には、期日のお知らせを持参していただく方法によって本人確認を行う予定である。期日のお知らせは、いつ、どこで、誰が受け取ったかを確認できる特別送達という、候補者本人と関係のない人が受け取ることはない方法で送付することとなる。
- 裁判の重要性からすれば、裁判所に来た人が別人でないかどうか、身分証明書によって確認する必要があるのではないか。
- 裁判員候補者に負担をかけないようにするため、身分証明書による本人確認は考えていないということである。
- 選任手続後、裁判員に選任されなかった裁判員候補者についても、守秘義務は課せられるのか。
- 裁判員に選任されなかった候補者には、守秘義務は課せられない。
- 審理中、裁判員が事故により以後の審理に参加できなくなった場合は、どうなるのか。
- 補充裁判員がない場合は、審理をストップし、改めて裁判員の選任手続を行うこととなる。そして、更新手続を行った上で、審理を進

行させることとなる。

- 裁判所への案内図には、駐車場に限りがあるため交通公共機関を利用してほしい旨の記載があるが、車で来庁した方の駐車場については、どのように手配されるのか。
- △ 裁判員候補者が身体障害者である場合は、裁判所内の駐車スペースを確保するが、それ以外の方については、裁判所の駐車場が空いていない場合は、近隣の有料駐車場を案内したいと考えている。
- 裁判所への案内図には、裁判所庁舎の写真に掲載した方が分かりやすい。名古屋能楽堂を表示すると、より分かりやすくなる。
- 案内図は、文字が細かくて見づらい上、情報量も多いので、もっとシンプルにすると良い。